

# 農地法第4条・第5条許可申請の手引き

伊那市農業委員会

(令和5年12月27日作成)

## 農地転用申請の注意事項

### ○ 申請手続きについて

- ・申請は、申請者本人が手続きを行ってください。
- ・代理人申請を行う場合は、行政書士の資格のある方へ委任してください。

### ○ 農業者年金受給者の所有農地についての申請

- ・農業者年金の経営移譲年金、又は特例付加年金を受給されている方の農地について農地転用申請をされる場合、年金の受給に影響が生じたり、関連して別の手続きが必要になる場合がありますので、あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。

### ○ 贈与税・相続税の納税猶予適用農地についての申請

- ・贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地について申請される場合、納税猶予の適用に影響が生じる場合がありますので、あらかじめ税務署にご相談ください。

### ○ 貸借が設定されている農地についての申請

- ・貸借が設定されている農地について申請される場合は、事前に解約の手続きをしたうえで、提出してください。貸借権が設定されているかの有無は、最新の農地基本台帳で確認してください。

### ○ 申請書類について

- ・申請書類は、本冊子10ページの「農地転用関係提出書類一覧」を参考にご用意ください。転用の目的によってご用意いただく書類が異なってきますので、詳細については農業委員会事務局にご確認ください。
- ・申請する土地について分筆や相続等が済んでいない場合は、それらの登記手続きを済ませたからの申請をお願いしています。詳細につきましては農業委員会事務局にご相談ください。

### ○ 申請の受付締切り

- ・申請の受付期間は、毎月1日から10日の開庁日です。
- ・申請書内容の不備や、提出書類が不足していると、受理することができません。そのため、締切日以前に事前審査にお越しいただく等、時間に余裕を持って申請を行ってください。

### ○ 許可までの期間

- ・農業委員会長許可に該当する申請で、順調に審査が進んだ場合は、受付締切りの翌月の10日から20日頃までに許可指令書を発行いたします。(案件内容等によっては、農地法第4条第4項、同条5項及び第5条第3項の規定に基づき、農業委員会の系統組織である「一般社団法人 長野県農業会議」に意見を伺う場合があります、意見を伺わない案件は10日頃、伺う案件は20日頃発行いたします。)

ただし、調査の中で問題が認められた場合は、審議を継続案件といたします。この案件が許可となる場合は、許可指令書が翌々月の発行となります。あらかじめご承知置きください。

## ○ 農地転用許可の取消しについて

- ・ 申し出による取消しは、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければなりません。
  - (1) 許可目的に係る転用行為が行われておらず、かつ、今後も行われる見込みがないこと。
  - (2) 農地法第5条第1項の規定による許可の場合は、権利の設定又は移転が行われていないこと。
  - (3) 現に耕作の用に供されていること。ただし、休耕期間中の申し出については、現に耕作の用に供されていることが確認できない場合であっても、直近の利用状況調査等において、農業委員会が耕作の用に供されていることを確認できた場合には、現に耕作の用に供されているものと判断するものとする。

## I 農地等の転用許可について

農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法の許可を受けることが必要です。

伊那市の農地転用許可は、伊那市農業委員会長が行います。

また、農地を農地以外のものにするために、これらの土地について売買や貸借契約等により所有権を移転したり、貸借権等の使用収益権を設定若しくは移転したりしようとする場合にも、農業委員会長の許可を受けることが必要です。許可を受けずに行った行為は、その効力は生じないものとされており、そのため仮に住宅用に田畑の売買契約を結んで代金を支払ったとしても、農地法の許可がなければ所有権移転登記をすることはできません。(農地法第5条第1項及び同条第3項)

農地等を転用する場合に受けなければならない農地法の許可条項を整理すると下記のようになり、この内、4条と5条の許可申請及び許可のことを、一般に「農地転用申請」「農地転用許可」と言います。

土地の権利移動を伴わない 転用の許可	4条許可
	土地の権利移動を伴う 転用の許可
採草放牧地を農地にする場合	3条許可
宅地等に転用する場合 (上記以外の場合)	5条許可

# 1 手続き

農地転用申請は、所定の事項を記載した申請書に申請者が自署で記名し、申請提出書類を添えて、農業委員会事務局で行ってください。

なお、代理人申請を行う場合は、行政書士に委任してください。

## ○ 農業委員長許可の場合の標準的な事務処理期間

(1) 以下の申請案件につきましては、農地法により長野県農業会議の意見を受けて指令書を交付いたします。そのため、事務処理期間に約1週間の差が生じます。

- ・農地転用面積が3,000㎡を超える案件。
- ・営農型太陽光発電施設にかかわる案件。
- ・良好な営農条件を備えている区域内の住宅・駐車場・資材置場・建売住宅等の案件。等

### ア. 長野県農業会議に意見を伺わない案件

当月	1日	申請の受付開始	}	約4週間
	10日	申請の受付締切り		
	25日頃	各地区会議		
	30日頃	農業委員会総会（農業委員会の意見決定）		
翌月	10日頃	申請者へ指令書を交付		

### イ. 長野県農業会議に意見を伺う案件

当月	1日	申請の受付開始	}	約5週間
	10日	申請の受付締切り		
	25日頃	各地区会議		
	30日頃	農業委員会総会（農業委員会の意見決定）		
翌月	1日頃	長野県農業会議に意見書を送付		
	10～15日頃	長野県農業会議審議会（2回）		
	17～20日頃	長野県農業会議からの意見を受け指令書作成 申請者へ指令書を交付		

※この事務処理期間は、あくまでも標準的な場合です。

(2) 農業委員会で意見決定をするうえで、申請書類のほか参考となる書類の追加提出依頼、その他の関係者からの意見の聴取、農業委員や農業委員会事務局職員が申請地等の立ち入り調査を行う場合がありますので、あらかじめご承知置きください。（農業委員会等に関する法律第35条第1項）

(3) 同時に他法令の許認可も受けないと実施できない事業の場合、農地転用許可も関係法令の許認可の決定を待って行われますので、ご承知置きください。

## ○ 許可指令書の交付

4条、5条ともに、許可指令書を原則として窓口で交付しております。

5条については、申請者へ一括してお渡ししますので、譲渡・貸付人（または譲受・借受人）の方へは、申請者の方から許可指令書をお渡しください。

## ○ 工事進捗状況報告書、完了報告書

農地転用許可に際して、許可の条件として定期的な工事の進捗状況報告、完了報告が義務付けられます。

許可指令書と一緒に、工事進捗状況報告書及び完了報告書の用紙をお渡ししますので、指定された時期に報告書を農業委員会事務局へ提出してください。

## 2 許可基準・ご注意いただく事例

農地転用の許可基準については農地法第4条第6項及び第5条第2項に記されており、同項に掲げられた事項のいずれかに該当する場合には許可することができないと定められています。

### ○ 農地の転用が認められない場合の基準は以下のとおりです。

- (1) 農業振興地域整備計画の農用地域内にある農地、又は、それ以外の農地で良好な営農条件を備えている農地を転用しようとする場合。
- (2) 申請地のすべてを、申請する用途に供することが確実と認められない場合。
- (3) 転用することにより周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。
- (4) 一時転用の場合で、利用された後にその土地が耕作の用に供されることが確実と認められない場合。

### ○ 基準の運用や手続きのうえで、具体的にご注意いただく事例は以下のとおりです。

#### (1) 許可を受ける者と土地の権利を取得する者、転用事業を行う者の一致

- ① 農地転用許可制度では、「許可を受ける者」、「土地の権利を取得する者（5条許可の場合）」、「実際に転用事業を行う者」は全て一致していなければなりません。そのため、次のような場合については審査の対象としません。

【例】ア. 父が自己所有の農地について転用許可を受け、子が住宅を建てる場合。

イ. 夫が農地を取得し、妻が住宅を建てる場合。

ウ. 会社の社長個人が農地を取得し、会社が工場を建てる場合。

#### (2) 個人住宅の転用面積

- ① 個人住宅（家屋、物置、駐車場、家庭菜園等）への転用面積は、事業計画に対して必要最小限とされています。

なお、その土地が不整形や傾斜地のために利用が制限され、残地を農地として有効利用できない等の妥当な理由がある場合は、事情を考慮いたします。

### (3) 太陽光発電施設

- ① 申請に係る用途に供することが確実であることを確認するために、以下の書類の添付が必要となります。
- ア. 経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し。
  - イ. 電力受給契約申込書の写し（電力会社の受付印が押されたもの）。あるいは、インターネット申込み 情報詳細（電力会社の受付番号の記載があるもの）。
  - ウ. 伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例の許可書の写し

### (4) 農業用施設

- ① 農地法第4条の例外として、自作農地を次の目的で転用する場合は農地転用許可を要しないことになっており、これに該当する転用の場合は、『農業用施設に供することの届書』を農業委員会事務局に提出いただいています。

ア. 自身の他の耕作地の保全や利用増進のために転用する場合（農業用水路、農地への進入路、農地の擁壁 等）。

イ. 自身の農業用施設の敷地とする場合で、転用面積が200㎡未満の場合。

※ただし、自分に利用権原のない農地を転用する場合は、家族の土地であっても農地法第5条許可を受けていただくことになります。

- ② 農業用施設に転用しようとする農地が農振農用地の場合は、先に、農振の農用地区域軽微変更手続きが必要になります。（①で農地転用許可を要しない場合であっても、面積によっては農振の軽微変更手続きが必要な場合があります。）
- ③ 農業者年金の経営移譲年金、又は特例付加年金を受給している方の世帯で、受給者名義の農地を農業用施設に転用しようとする場合、経営の移譲を受けた後継者が申請者でないと年金受給に影響が生じますので、あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。

### (5) 貸施設

- ① 貸施設を目的とした転用の場合は、次表の方針により対応することとされています。

目 的	4条	5条	目 的	4条	5条
1 住 宅	◎	◎	5 工 場	条	条
2 店 舗	条	条	6 資材置場	×	×
3 事 務 所	条	条	7 駐 車 場	条	条
4 倉 庫	条	条	8 運動施設遊技場等	条	条

◎……農地転用許可基準により審査する。

条……農地転用許可基準によるほか、貸施設の取扱方針に基づく審査を行うものとする。

×……審査の対象としない。

- ② 貸店舗、貸事務所、貸倉庫等の建築物（住宅を除く）の場合

借受者が特定されている場合は、借受予定者の施設利用に関する事業内容の資料等を添付してください。

借受者が特定されていない場合は、貸施設業についての計画や過去の実績、施設利用の確実性や必要面積についての資料等を添付してください。

③ 貸駐車場、貸遊技施設及びこれらに類似する施設の場合

借受者が特定されている場合は、借受者の住所、氏名、駐車する車、その他の契約内容に関する資料を添付してください。

借受者が特定されていない場合は、貸施設業についての計画や過去の実績、施設利用の確実性や必要面積についての資料等を添付してください。

④ 貸資材置場及びこれらに類似する施設の場合

原則として許可されません。

(6) 別荘・レクリエーション施設

① 別荘施設への転用は、原則として許可されません。

② レクリエーション施設については、特定個人の利用を目的とした施設や、同種の施設で代替しうるか、又は十分に利用される見込みのない施設は審査の対象としません。

(7) 5条申請による山林転用

① 次のような場合で、山林経営が確実で他への変更のおそれのないものについては、審査の対象とします。

ア. 離農者の跡地を、残っている農家が譲り受けて山林にする場合。

イ. 周囲の山林所有者が譲り受けて、自己所有の山林と一体として経営する場合。

(8) 一時転用

① 一時的な利用に供するための転用で、利用期間内に確実に農地に復元されると認められ、設定される権利が、賃借権、使用貸借権等の使用収益を目的とする権利である場合に許可されます。

② 農振農用地であっても許可される場合がありますが、期間の最長は許可後3年間となります。なお、農振農用地以外の土地を選定することが困難又は不相当と認められ、地元に対抗がないことも許可の条件となります。

③ 次のような申請は、転用許可基準に抵触するため審査の対象としません。

ア. 農振除外申出中の農地を、先行して利用しようとする場合。

イ. 利用期間の安易な延長や、反復・継続しての利用が見込まれる場合。

(9) 計画変更申請

① 農地転用許可を受けながら転用事業が完了していない土地について許可を受けた方とは別の方が転用しようとする場合や、共同で事業を行う人の追加・変更をする場合は、農地転用申請と同時に、転用事業者等を変更する旨の『計画変更申請書』を提出していただくこととなります。

② 計画変更申請書については当初許可内容等記載の必要がありますので、詳細については、農業委員会事務局にご確認ください。

### 3 農業振興地域整備計画の農用地区域内の転用

伊那市の農業振興地域整備計画の農用地区域内にある農地（農振農用地）については、農業施設や一時転用等の例外を除き転用は許可されません。

そのため、農振農用地の転用を希望される方は、農地転用申請の前に、伊那市に転用希望地を農用地区域から除外したい旨の申出（農振除外）をして許可を受けていただく必要があります。

なお、農業振興地域整備計画については、農地集約課の所管になります。

#### (1) 農地転用申請前に必要な農振除外の手続き

農振農用地を転用しようとする場合に、事前に行っていただく農振除外に係る手続きは次のようになっています。

農地転用申請の区分	農業振興地域の手続き・留意事項
3年以内の一時転用	⇒ <b>農業振興地域に関する手続きは不要です</b> ① 一時転用の留意事項については、本冊子 6 ページの (8) 一時転用を参照してください。 ② 農振除外申出中の農地を先行して利用しようとする申請は受け付けられません。
農業施設への転用	⇒ <b>軽微変更の手続きが必要</b> ※「軽微変更」とは、農振農用地の用途区分を「農地」から「農業用施設用地」へ変更するものです。農振農用地から外れるわけではありません。 ① 農地転用申請の前に、農地集約課に『農業振興地域の農用地区域軽微変更申出書』を提出し、軽微変更の認可を受けてください。 ② 転用目的が軽微変更の対象となる農業用施設に該当するかどうかは、農地集約課にお問合せください。
上記以外の転用	⇒ <b>農業振興地域の農用地区域除外(農振除外)</b> ① 農地転用申請の前に、農地集約課に『農業振興地域農用地区域除外申請書』を提出し、農振除外の許可を受けてください。農地転用申請は、農振除外が許可された後でなければ受け付けられません。 ② 農振除外の事務処理期間は最短で10ヶ月程度です。ただし、10ヶ月以上かかる場合や、審議の結果、許可されない場合があります。 ③ 農地転用の申請者や用途が農振除外の許可を受けた内容と一致しない場合は、農地転用申請を受け付けられません。

#### (2) 過去に農振除外された農地の転用

現在、農振農用地でない農地の中には、過去に農振除外申請をして許可を受けながら、転用されずに今日に至っている農地もあります。

このような農地を、農振除外の許可を受けた方とは別の方が転用しようとする際に、今回転用しようとする方に改めて農振除外申請書、又は内容変更協議書を提出していただき、それが許可された後にその方の農地転用申請を受付ける場合があります。



## Ⅱ 申請書類の作成

### 1 申請書類 ⇒ 10ページ「農地転用関係提出書類一覧」参照

- ・申請書類は、「農地転用関係提出書類一覧」の順番に調製して提出してください。

### 2 申請書記載の注意事項 ⇒ 11から12ページ「記載例」参照

#### (1) 申請日

申請日は、農業委員会に提出した日を記入してください。ただし、申請書記載内容の不備や、添付書類が不足した場合は、受理できないことがあります。

#### (2) 申請者

- ① 申請者自身が記名・押印してください(氏名を自署する場合は、押印を省略することができます)。
- ② 申請者が法人の場合は、法人名と代表者名を記入し、代表者印を押印してください。また、代表者の役職名は法人の登記事項証明書の記載と一致させてください。

#### (3) 「申請当事者の氏名、住所」欄

- ① 申請者の氏名・住所は、申請時の住民票の氏名・住所を記入してください。
- ② 申請者が法人の場合は、「氏名」は法人名と代表者の役職・氏名、「現住所」は法人登記事項証明書に登記された所在地を記入してください。
- ③ 譲渡・賃貸人が複数の場合は、枠内を横線で区切るか別紙を作成するなど、適宜の方法で記入してください。
- ④ 譲渡・賃貸人の氏名・住所が土地登記事項証明書の記載と異なる場合は、申請者が土地所有者であることを証する住民票等を添付してください。⇒10ページ「農地転用関係提出書類一覧」

#### (4) 「許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、耕作者の氏名」欄

- ① 土地の所在、地番、登記簿地目、面積は、申請地の登記事項証明書に基づいて記入してください。
- ② 土地の筆数が多い場合は、枠内に横線を引いて行を増やすか別紙を作成するなど、適宜の方法で記入してください。
- ③ 面積の計の田・畑別の内訳は、現況地目で集計してください。

#### (5) 「転用計画」欄

- ① 「転用の目的」欄は、転用目的を具体的かつ簡潔に記入してください。  
【例】「住宅」「建売住宅」「工場」「駐車場」「資材置場」「住宅進入路」等。
- ② 「事由の詳細」欄は、申請地を転用したい理由（5条申請の場合は、譲受・賃借人の理由）を具体的に記入してください。
- ③ 「事業の操業期間又は施設の利用期間」欄は、次の例により記入してください。  
【例】ア. 永年転用の場合：「〇年〇月〇日から 永年間」  
イ. 一時転用の場合：「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで」「許可日から△年間」

④ 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事予定期間を明確に記入するとともに、建築物については、付帯施設も含めて、それぞれの名称及び建築面積を記入してください。

(6) 「権利を設定・移転しようとする契約の内容」欄

① 11から12ページの「記載例」を参考に記入してください。

(7) 「建物等資金調達についての計画（土地購入の場合、その資金も含む）」欄

① 資金が自己資金の場合は、金融機関の残高証明書、あるいは預金通帳等の写し（口座名義人の原本証明が必要）を、借入金の場合は、金融機関の融資証明等を添付してください。

【例】「預金通帳の写し」を添付する場合

金融機関、口座名義人が記載されたページと、直近の残高金額がわかるページをコピーし、余白の部分に「原本の写しに相違ありません」と記載し、作成日、名義人の署名、押印をおこなってください。

② 自己資金及び借入金以外から調達する計画の場合は、内訳にその内容を具体的に記入してください。また、それら資金の拠出を証明する書面の添付が必要です。

【例】「移転補償 500(万円)」「県補助金 300(万円)」

(8) 「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要」欄

転用に伴い、周辺の農地や営農条件に被害が生じる恐れがある場合は、予想される被害の内容、範囲、被害を及ぼす原因等について記入するとともに、被害の防除方法、防除施設の設置計画等の概要を記入してください。

(9) 「その他の参考となるべき事項」欄

① 関係他法令に基づく許認可等を要する場合は、その法令名等及び申請書の提出年月日（又は提出予定年月日）を次の例により記入してください。

【例】「都市計画法第29条の開発許可申請 ○年○月○日申請済」

② 住宅用地の拡張等、既存施設の拡張の場合は、「既存の宅地面積○○○㎡、転用後の合計面積○○○㎡」のように内訳を記載してください。

(10) その他

① 所定の記入欄だけでは内容を十分表現できない等の場合は、別紙に記入し、記入欄には「別紙のとおり」と記入するなど、適宜の方法で記入してください。

農地転用関係提出書類一覧（農地法第4条・第5条の規定による許可申請書）

※申請書類を1部提出してください。（証明書類は原本）

※申請書は毎月1日から10日の間に提出して下さい。（休日の場合は前日の開庁日まで）

※地区担当農業委員会委員に連絡をお願いします。

※埋蔵文化財包蔵地に該当するかを生涯学習課文化財係（市役所3階・内線2724）へご確認ください。

《申請人が個人の場合》（ ）数字は該当する場合に添付

	書 類 名	必要部数	備 考
1	許可申請書	1	
2	住民票又は戸籍の附票	(1)	譲受人が伊那市民以外、譲渡人の住所が登記簿謄本と異なる場合(づみりが記載されているもの)
3	申請土地登記簿謄本(全部事項証明書)	1	法務局の原本
4	宅地建物取引業の免許の写し	(1)	建売住宅、宅地造成の場合
5	抵当権者等の同意書(できるだけ抹消)	(1)	仮登記・抵当権・地役権等の設定がある場合
6	施設的设计構造図・配置図	1	施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示
7	申請土地の地番を示す公図(証明書)	1	法務局の原本(登記情報提供サービスで取得した公図も可)
8	申請地付近の見取図(案内図)	1	住宅地図の写し等
9	融資証明書又は残高証明書	1	資金の裏付けとなる融資証明等資力がいることが確認できる書面 通帳コピーには本人証明が必要
10	事業計画書 (事業の目的、計画の内容、転用候補地選定理由等)	(1)	個人住宅は原則不用
11	土地改良区の意見書(別紙様式) (土地改良区除外地区の場合はその証明)	(1)	土地改良区の地区内にある農地の場合
12	農地基本台帳変更届(別紙様式)	1	該当する欄に必要事項を記入
13	受付調書(別紙様式)	1	連絡先等、必要事項を記入

《申請人が法人の場合》

	書 類 名	必要部数	備 考
1	許可申請書	1	
2	法人登記簿の謄本又は定款の写し	1	謄本は原本、定款は原本証明をしたもの
3	申請土地登記簿謄本(全部事項証明書)	1	法務局の原本
4	宅地建物取引業の免許の写し	(1)	建売住宅、宅地造成の場合
5	抵当権者等の同意書(できるだけ抹消)	(1)	仮登記・抵当権・地役権等の設定がある場合
6	事業計画書 (1)事業の目的(2)計画の内容 (3)転用候補地選定理由(4)離農者に対する措置 (5)付近の農地、その他被害を及ぼす場合の措置	1	
7	工事工程表	(1)	事業計画面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上のもの、一時転用(その他は申請書記載で可)
8	施設的设计構造図・配置図	1	施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示
9	申請土地の地番を示す公図(証明書)	1	法務局の原本(登記情報提供サービスで取得した公図も可)
10	申請地付近の見取図(案内図)	1	住宅地図の写し等
11	資金計画書又は予算書	1	含融資証明・残高証明書を添付。
12	土地改良区の意見書(別紙様式) (土地改良区除外地区の場合はその証明)	(1)	土地改良区の地区内にある農地の場合
13	農地基本台帳変更届(別紙様式)	1	該当する欄に必要事項を記入
14	受付調書(別紙様式)	1	連絡先等、必要事項を記入

《太陽光発電施設用地の場合は上記の他に》

1	(1)経済産業大臣による再エネ発電施設の認定通知書の写し (2)電力受給契約申込書の写し (3)伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例の許可書の写し	1	個人、法人共通
---	---	---	---------

(様式第4号の1)

農地法第4条の規定による許可申請書

申請書提出日を記入→ 令和 5 年 1 月 1 日

伊那市農業委員会事務局 会長 様

申請者氏名 伊那 太郎

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の住所等	住 所											
	伊那市下新田 3050 番地											
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	耕作者の氏 名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別					
			登記簿	現 況	m <sup>2</sup>							
	伊那市下新田	1000番地	田	田	450	伊那 太郎	その他の地域					
計 450 m <sup>2</sup> (田 450 m <sup>2</sup> 畑 m <sup>2</sup> 採草放牧地 m <sup>2</sup> )												
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用 途	事由の詳細									
		住宅敷地	現在、居住している建物が老朽化し、改築を要するが、敷地が周囲より低いため水はけが悪く宅地として適さないため、本申請地に新築したい。なお、旧宅は取り壊し、跡地に盛り土を行い畑として利用する。									
	(2) 事業操業の期間又は施設の利用期間	令和 5 年 4 月 1 日から 永久 年間										
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期着工	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日まで	第2期着工	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	合 計					
		名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				450 m <sup>2</sup>							450 m <sup>2</sup>
	建築物	2階建住宅	1棟	97.2 m <sup>2</sup>						1棟	97.2 m <sup>2</sup>	
	工作物											
	計		1棟	97.2 m <sup>2</sup>	450					1棟	97.2 m <sup>2</sup>	450
4 資金調達についての計画	土地造成費 1,000,000円 全て自己資金による。 建築費 10,500,000円											
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	農地との間に0.5mの段差があり、法面が生じるのでコンクリート擁壁による土留めを行い土砂流出を防止する。雨水は公道に敷設されている水路に、汚水は公共下水道に排出する。 通常は、土砂の流出、汚水の処理、雨水等の用排水路への影響、日照、通風、夜間の照明、排気ガス等による隣接農地への影響を防止するための措置を記載する。											
6 その他参考となるべき事項	2階建であり、周辺農地への日照、通風には影響ない。 他の法律等に基づく許認可が必要な場合、その許可見込み等について記載する											

注) 明朝体は様式、行書体は記載例、ゴシック体は記入上の留意点

様式第4号の2

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

申請書提出日を記入 → 令和 年 月 日

伊那市農業委員会 会長 様

譲受人、譲渡人の双方 → 譲受人 氏名伊那 太郎  
 連署して申請 譲渡人 氏名長野 花子

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所								
	譲受人	伊那 太郎	伊那市荒井 1234 番地								
	譲渡人	長野 花子	伊那市荒井 5678 番地								
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面 積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類 権利者の氏名 又は名称	市街化区域・ 市街化調整区域・ その他の区域の別					
	伊那市 荒井	3456 番地1	畑	畑	250 m <sup>2</sup>	伊那 太郎	その他の区域				
	〃	3456 番地2	田	田	250 m <sup>2</sup>	伊那 太郎	その他の区域				
計		500 m <sup>2</sup> (田	250 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup> 採草放牧地	m <sup>2</sup> )						
3 転用計画	(1) 転用の目的	一般住宅		(2) 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細 現在借家住まいのため住宅を新築したい。							
	(3) 事業操業の期間または施設の利用期間	令和 5 年 10 月 1 日から 永久 年間									
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期 着工 (令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)		第2期 着工 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)		合 計				
		名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積
土地造成				500m <sup>2</sup>							500 m <sup>2</sup>
建築物		住宅	1	123 m <sup>2</sup>					1	123 m <sup>2</sup>	
工作物											
計		1	123 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>				1	123 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	
4 権利を設定し又は移転しようとする契約内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期		権利の存続期間	その他 (売買単価価額等)					
	所有権	設定 (移転)	5年4月1日		永久 年	10万円/坪					
5 資金調達についての計画	自己資金 1,000万円	土地代 1,500万円									
	借入金 2,500万円	建築費 2,000万円									
	収入合計 3,500万円	支出合計 3,500万円									
6 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要	周辺農地と段差はなく、敷地をコンクリート舗装するため土砂の流出のおそれはない。 雨水は敷地内に浸透槽を設け地下浸透処理を行い、汚水は公共下水道に排出する。 通常、土砂の流出、汚水の処理、雨水等の用排水路への影響、日照、通風、夜間の照明、 排気ガス等による隣接農地への影響を防止するための措置を記載する。										
7 その他参考となるべき事項	2階建てであり、周辺農地への日照、通風には影響ない。 他の法律等に基づく許認可が必要な場合、その許可見込み等について記載する										

注) 明朝体は様式、行書体は記載例、ゴシック体 記入上の留意点